

令和7年 4月 1日【契約検査課】

行田市建設工事における技術者の専任に係る取扱いQ & A

～ 目 次 ～

Q1	一体性や連続性、相互に調整を要する工事の判断はどのように行うのか。
Q2	市発注工事同士の場合、全てが主任技術者の兼務可能対象工事となるのか。
Q3	専任の必要がない請負代金額が4,500万円未満（建築一式工事では9,000万円未満）の工事と専任の必要がある請負代金額4,500万円以上（建築一式工事では9,000万円以上）の工事を兼務することは可能か。
Q4	兼務届出書は、新たに配置予定となる工事の発注者にのみ提出するものか。
Q5	兼務できる工事件数は原則2件だが、3件の工事を兼務することは可能か。
Q6	兼務の対象として民間工事も含まれるのか。
Q7	コリンズで兼務を確認できなかった場合（国、市町村工事などの他機関および民間工事含む）はどのように対応するのか。
Q8	兼務が認められない工事はあるのか。
Q9	同一の専任の主任技術者が兼務する工事において、現場代理人を兼務することができるのか。

Q1：一体性や連続性、相互に調整を要する工事の判断はどのように行うのか。

A 1：行田市では大局的に判断しております。

例 1：行田市発注工事は、市内の社会資本を行田市が一体的に整備、維持管理するための工事と考えられるため、一体性があると判断しています。

例 2：同一路線や同一河川で実施する市及び他機関の発注工事については、連続性があると判断しています。

例 3：同一区画整理地内や同一公園内の工事は一体的に行う必要性、相互に調整を要する必要があるため、造成工事、道路築造工事、上下水道工事など、一体性や相互に調整を要する必要があるものと判断しています。

例 4：同時に複数箇所で交通規制を行うような複数工事では円滑な交通規制を行うため、相互に調整する必要があると判断しています。

Q2：市発注工事同士の場合、全てが主任技術者の兼務可能対象工事となるのか。

A 2：行田市域は、東西11.4km、南北11.9kmのため、市発注工事同士の場合は、10.0km以内として取り扱うこととします。

しかし、工事現場が行田市以外又は、他機関の発注工事である場合は、工事相互の間隔は、直線距離で10.0km以内であることが必要です。

Q3：専任の必要がない請負代金額が4, 500万円未満（建築一式工事では9, 000万円未満）の工事と専任の必要がある請負代金額4, 500万円以上（建築一式工事では9, 000万円以上）の工事を兼務することは可能か。

A 3：兼務することは可能です。

専任の主任技術者を配置する必要がない4, 500万円未満の工事と専任で主任技術者を配置する必要がある4, 500万円以上の工事の兼務は、兼務をする要件（要領第3条第1項）を満たす工事であれば可能となります。ただし、同一の主任技術者が兼務できる工事の数は原則2件です。

Q4：兼務届出書は、新たに配置予定となる工事の発注者にのみ提出するものか。

A 4：専任を必要とする主任技術者の兼務届出書は、落札候補者となった時点

で新たに配置予定の工事となる発注者へ提出するものです。これに併せ既に配置されている工事の発注者に対して、その写しを提出して下さい。

また、既に市発注工事を受注し、新たに他機関の発注工事の落札候補者となった場合は、その時点で市の工事担当者へ兼務届出書を提出する必要があります。

なお、兼務する工事発注機関が同一であっても兼務届出書はそれぞれの工事に対する関係書類として提出する必要があります。

※ 2件の工事の兼務する場合、既に配置されている工事の発注機関および新たに配置する工事の発注機関それぞれの内諾を得る必要があります。

Q5：兼務できる工事件数は原則2件だが、3件の工事を兼務することは可能か。

A 5：要領第5条のとおり、行田市発注の工事では兼務できる件数は2件までとしています。

ただし、監理技術者制度運用マニュアル（国交省）に記載される内容に該当する場合は、発注者との協議によりこの限りではありません。

〈国土交通省 監理技術者制度運用マニュアル〉

例えば下水道工事と区間の重なる道路工事を同一あるいは別々の主体が発注する場合など、密接な関連のある二以上の工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工する場合は、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができる（建設業法施行令第二十七条第二項）。

Q6：兼務の対象として民間工事も含まれるのか。

A 6：建設業法の趣旨からも民間工事も含まれます。

ただし、兼務する工事を契約書等で明確に確認することができる工事が前提となります。

Q7：コリンズで兼務を確認できなかった場合（他機関および民間工事含む）はどのように対応するのか。

A 7：兼務届出書とともに契約書（金額確認）や工事内容、兼務を希望する主任技術者の他工事の配置状況がわかる書類を提示してもらいます。

Q8：兼務が認められない工事はあるのか。

A8：あります。

兼務する要件（要領第3条第1項）を満たしていない工事や既に2件の工事を兼務しており専任の期間内である場合、重要構造物の工事など、発注機関が兼務することを認めない工事は兼務できません。

また、既に受注している工事の発注機関が兼務を認めない場合も兼務できません。

Q9：同一の専任の主任技術者が兼務する工事において、現場代理人を兼務することができるのか。

A9：令和7年4月1日付け「行田市現場代理人の常駐規定の緩和について」に基づき、発注機関が認める工事については、同一の主任技術者が兼務する工事において現場代理人を兼ねることが可能です。